

令和 2年 4月 9日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

町内において、感染者が発生していない現状での標記基本方針は下記のとおりとする。

ただし、4月7日に国が「緊急事態宣言」を発令、また、同日に道が「集中対策期間」を設定したことを受け、今後の国、道の方針や感染拡大状況を考慮しながら、当町感染症対策本部において、適宜、方針を変更することとする。

1. 町主催の行事・会議等の開催について

- (1) 町内感染者発生を可能な限り遅延させることを目的とし、町外から講師を招く行事や町外から出席を依頼する会議等は、可能な限り中止・延期とする。なお、やむを得ず開催する場合は、感染予防策を徹底したうえで開催すること。
- (2) 町内で実施する行事・会議等は、感染予防策を徹底したうえで開催する。
- (3) (1)、(2)における感染予防策は次のとおりとする。
 - ① 参加、出席者の体調確認を行う。
 - ② 体調不良者へ参加、出席の自粛要請を行う。
 - ③ 会場への出入りに際して、手指消毒や手洗い、咳エチケットを徹底させる。
 - ④ 常時若しくは1時間毎の喚起を行う。
 - ⑤ 配席等について、極力間隔をあけるように努める。
 - ⑥ 開催時間を短縮するなど、感染症予防対策について工夫を行う。
- (4) 行事、会議を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付する。
 - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
 - ② 症状がない方について、可能な限りマスク着用を促す内容。
- (5) 今後の国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、当町感染症対策本部会議において開催の中止・延期を決定する。

2. 公共施設における感染防止対策について

- (1) 感染防止対策に係る各種啓発・周知文を施設内に掲示する。
- (2) 環境衛生管理の徹底を図る。
 - ① 施設入口に手指消毒アルコールを設置する。
 - ② 手洗い場に石けん・ペーパータオル・ゴミ箱を設置する。
 - ③ 常時もしくは1時間毎の換気を行う。
 - ④ 利用者名簿を設置し、利用者へ記入を促す。
 - ⑤ 施設内及び共用物（机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ等）の消毒・清掃を行う。
- (3) 利用者への感染防止に係る協力依頼・指導・要請を行う。

手洗い・手指消毒、咳エチケット、利用者名簿への記入、部屋等の喚起、間隔をあけた利用等、感染防止に係る協力依頼・指導・要請を行う。

3. 公共施設の利用休止について

現在、町内の全公共施設を開館しているが、今後の国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、当町感染症対策本部会議において利用休止を決定する。